

研究機関と配分機関を包含する機関における競争的資金の配分について

1. 課題

研究機能を有する機関が競争的資金配分機能を担う場合には、利益相反の厳格なマネージメントが不可欠である。

2. 定義

1) 所内研究 : Intramural Research

直接政府から資金の配分を受けて、当該機関内で実施される研究。

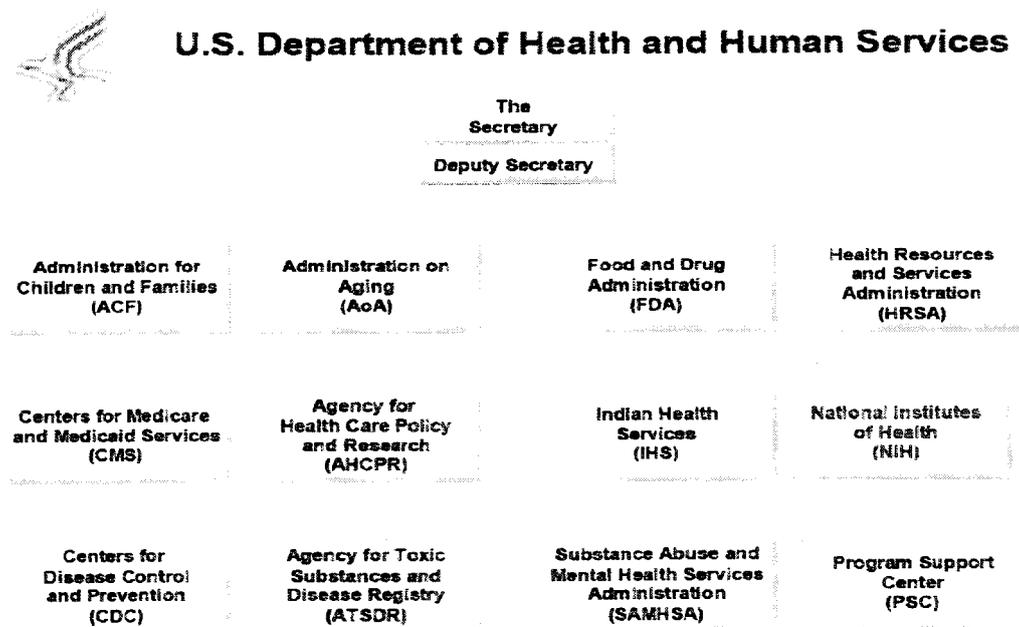
2) 所外研究 : Extramural Research

当該機関が政府から委託を受けて外部機関に配分した資金により、外部機関で実施される研究。

3. N I H:National Institutes of Health における体制について

1) 組織

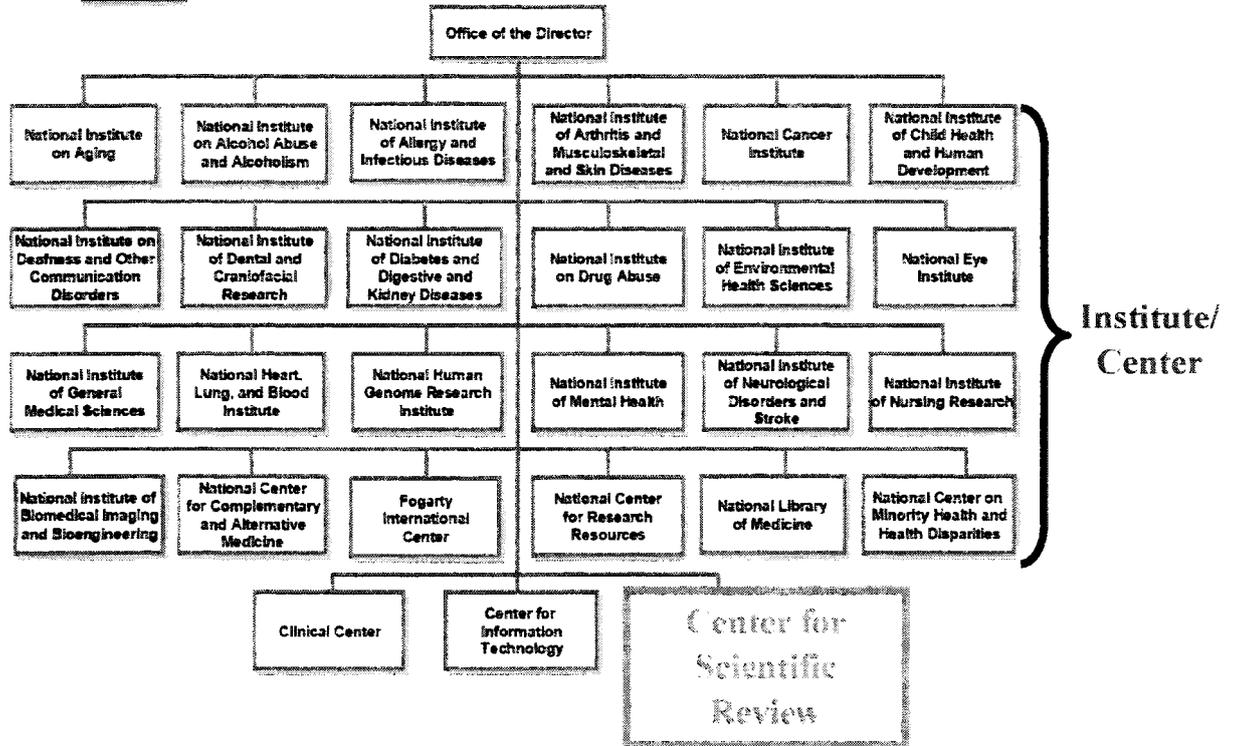
- アメリカ健康福祉省 (D H H S : Department of Health and Human Services) の組織



●NIHの組織

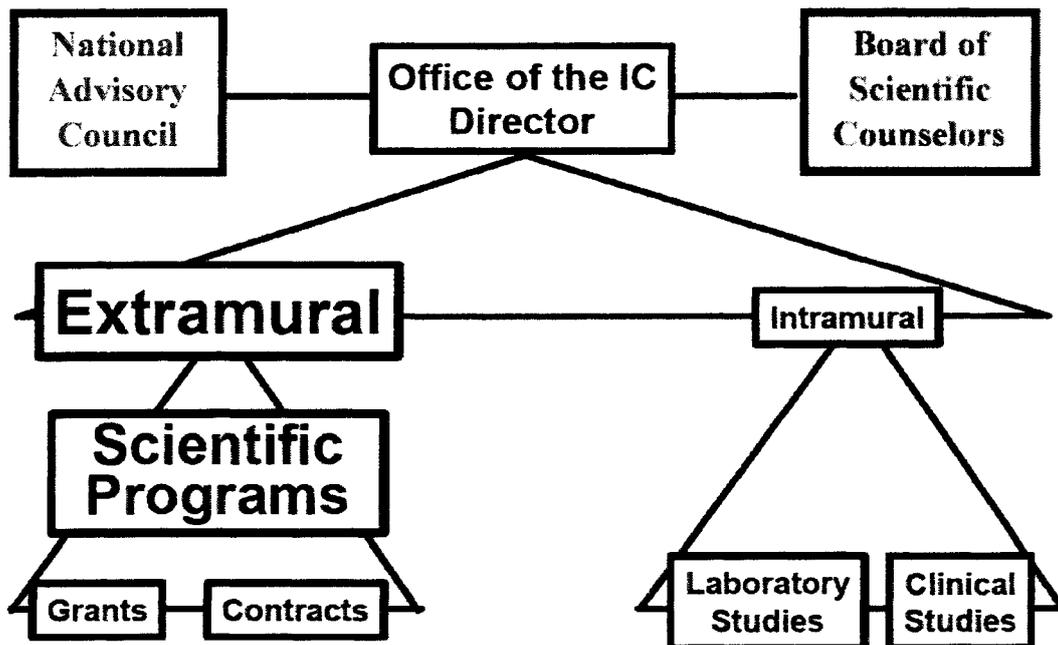


National Institutes of Health



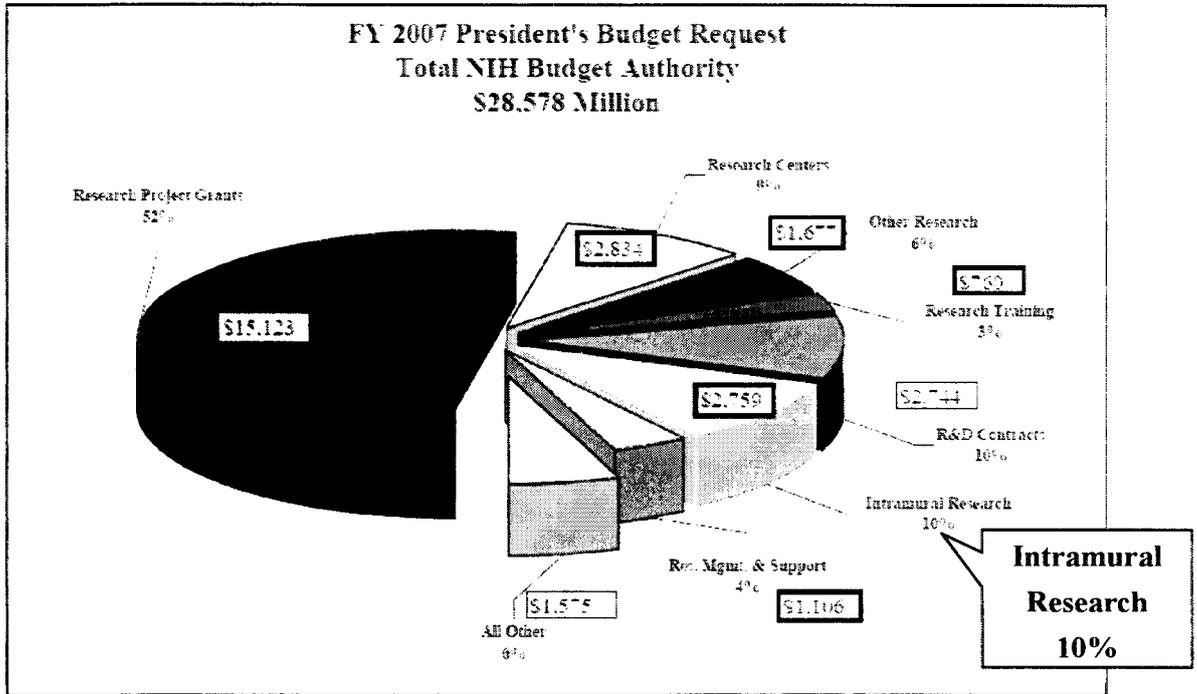
- ・ Clinical Center、Center for Information Technology、Center for Scientific Review の3機関を除いて、Institute/Center は資金配分機関として機能する。

●Institute/Centerの組織

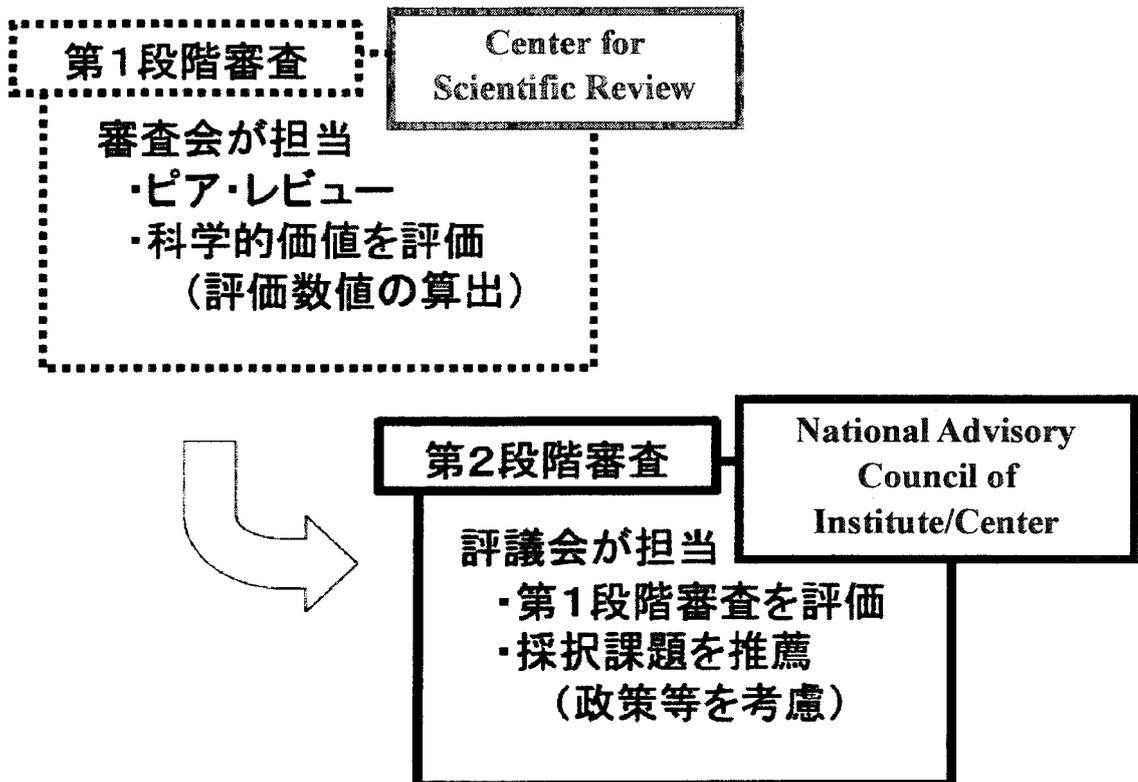


2) 予算

- ・ 年間約 290 億ドル = 3 兆 4800 億円 (1 ドル 120 円で計算)。
- ・ Intramural Research は約 10% (約 28 億ドル = 3360 億円)。



3) 研究提案書の審議方法



【第1段階審査】

- ・ 研究提案書の70%は、Center for Scientific Review（CSR）において第1段階審査が行われる。
※金額が大きい臨床治験等の大規模プロジェクトについては、第1段階審査もInstitute/Centerで行う。
- ・ CSRには、220のstudy sectionが存在し、Referral OfficerがInitial Review Group（IRG）に振り分けた後、IRGにおいて、研究提案書をどのsectionで評価するのか振り分ける。
- ・ 各study sectionには担当のScientific Review Administrator（SRA）が存在。
- ・ SRAが、評価者を選定。所内研究者が評価者となることもある。
- ・ 評価数値を基に上位50%のみをStudy Section Meeting（審査会）で議論する。
- ・ 審査会での議論をSRAがとりまとめて概要書を作成し、申請者及び第2段階審査を行うInstitute/Centerに送付する。

【第2段階審査】

- ・ Institute/CenterにおけるNational Advisory Council（評議会）で審議。
- ・ 評議会は、12～15名の科学者（半分は医学研究者）と4～5名の一般人（弁護士、患者団体代表等）から構成。
- ・ 評議会には5名の政府等関係者（健康福祉省長官、NIHのDirector、Institute/CenterのDirector等）も参加。ただし投票権はない。
- ・ Program Officer（PO）はオブザーバーとして評議会に参加し、評議会メンバーからの要請があれば、研究提案書に関する説明を行う。

4) 所内研究と所外研究に関する規程

- ・ 所内研究者は原則的に所外研究のための競争的資金に応募不可。
※若手研究者向け資金等の例外あり。
- ・ 所内研究については、Board of Scientific Counselorsで評価する。

（参考文献）

- ・ NIHホームページ (<http://www.nih.gov>)
- ・ 科学技術振興調整費成果報告書
「NIHにおけるプログラムオフィサー業務に関する研修および調査」
「臨床・社会医学分野における研究管理手法」
(http://www.jst.go.jp/po_seminar/report.html)

4. 国内の機関における対応について

国内の研究機能と配分機能を有する機関における対応例は下記のとおり。

- ・ 所内研究費と所外研究費を法定区分経理
- ・ 研究機能を担う組織とは別個に配分機能を果たすための組織を設置
- ・ 外部有識者からなる独立性の高い評価委員会による厳格な評価を実施
- ・ 資金の性格によって所内研究者の応募を制限

(出典) 「学術月報」2006.10 (日本学術振興会)

欧米諸国の主な研究助成機関の概要

機 関 名	米国科学財団 National Science Foundation (NSF)	国立保健研究所 National Institutes of Health (NIH)
予 算 総 額	5,581 百万ドル	28,587 百万ドル
主 な 事 業	研究助成 4,331 百万ドル 教育人材開発 797 研究施設設備 191 職員給与等 247 国家科学審議会経費 4 監査室経費 11	研究グラント 19,783 百万ドル トレーニング 761 研究開発契約 2,700 所内研究 2,768 研究管理経費 1,092 その他 1,483
申 請 件 数	41,722	43,069
採 択 件 数	9,757	9,599
採 択 率	23%	22%
1件あたりの 平均年間支給額	143,669 ドル	354,753 ドル
特 記 事 項	2007 年度の大統領予算教書と同時に「米国競争イニシアティブ」が大統領府科学技術政策局より発表された。これは、米国の経済力の推進に大きなインパクトを与える可能性のある物理、工学分野の基礎研究を支援する連邦政府機関 (NSF, エネルギー省科学室, 商務省国立標準技術局) の研究開発予算を今後 10 年で倍増しようとするものである。NSF の 2007 年度予算要求額は、6,020 百万ドル (前年度比 7% 増)。	1998 年度から 2003 年度までの 5 年間で予算を倍増したが、その後は増えていない。2007 年度の予算要求も、2006 年度と同レベルの 28,587 百万ドル。

注) NSF・NIH の予算は 2006 年度、申請件数等及び 1 件あたりの平均年間支給額は 2005 年度のもの。
 DFG・ANR は 2005 年度、EPSRC は 2004 年度のもの。
 DFG の採択件数等及び 1 件あたりの平均年間支給額は、個人研究者支援に係るもの。
 EPSRC の 1 件あたりの平均年間支給額は、研究費助成制度に係るもの。

ドイツ研究協会 Deutsche Forschungsgemeinschaft (DFG)	フランス国立研究庁 Agence Nationale de la Recherche (ANR)	英国工学物理科学研究会 Engineering and Physical Science Research Council (EPSRC)
1,351 百万ユーロ	689 百万ユーロ	515 百万ポンド
個人研究者支援 538 百万ユーロ 研究グループ支援 67 重点研究 152 大学院助成 89 特別研究領域 404 研究センター 28 エクセレンス・イニシアティブ (一次採用分: 5 年間で 19 億ユーロ)	優先研究分野 約 70% (持続可能なエネルギー及び環境, 材料及び情報, 生物及び健康, エコシステム及び持続可能な開発, 人文社会科学) 自由課題・分野横断的課題 約 30%	研究助成 319 百万ポンド 大学院生支援 122 フェロシップ(若手～シニア) 16
—	5,652	4,816
4,845	1,454	1,551
49.7%	25.7%	32%
約 111,000 ユーロ	370,840 ユーロ	約 100,000 ポンド
トップレベルの研究促進とドイツの大学の質向上を目的とするエクセレンス・イニシアティブを連邦政府主導により開始した。	研究所を有せず、競争的研究資金のみを扱う機関として 2005 年 2 月に設立された。	2005 年 9 月より、申請者はフルエコノミックコスト (ある研究を行う際に研究機関が必要とする全ての経費) の 80% を計上することとなった。

(日本学術振興会海外研究連絡センター調べ)

(参考) 1 ドル=118.34 円, 1 ユーロ=151.90 円, 1 ポンド=227.51 円 (2006 年 8 月 31 日時点)

競争的資金の配分機関のあり方

1. 長期的戦略指針「イノベーション25」～未来をつくる、無限の可能性への挑戦～
(平成 19 年 6 月 1 日 閣議決定) 抜粋

第 5 章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ

1. 社会システムの改革戦略

(1) 早急に取り組むべき課題

2) 次世代投資の充実と強化

・競争的資金の拡充・見直し

競争的環境下において、基盤研究を強化するとともに、最先端でハイリ
スクな研究を推進するため、以下の取組を行う。

- 一 研究活動の効率化（ひいては資金運用の効率化及び研究成果の拡大にも
寄与）にも資する観点から、独立行政法人がその能力を発揮しやすい環
境の整備をした上で、競争的資金の配分機能を原則として配分機関であ
る独立行政法人に移行させることにより研究費の複数年契約を拡大す
る等、年度を越えた使用の円滑化を推進。

2. 競争的資金の拡充と制度改革の推進について

(平成 19 年 6 月 14 日 総合科学技術会議) 抜粋

第 3 章 具体的方策

(1) イノベーションの種となる基礎研究の多様性・継続性の確保と出口につなぐシ ームレスな仕組みの構築

<具体的方策>

- 一つの制度の企画・運営が複数機関にまたがる場合は、制度内の整合の取れた全
体設計や改革が円滑に行われにくくなるおそれがあることを勘案し、一つの制度
は、一つの配分機関に集約されることが望ましい。

(5) 研究資金の効果が最大になる公正・透明で効率的な配分・使用システムの確立 <現状>

- 平成 15 年度以降、効率的・弾力的な制度運用や専門性等の観点から、独立し
た配分機関への移行を進めているが、なお 6 割の制度が本省で執行しており、こ
れが、研究費の交付時期の早期化、研究費の効率的な使用を推進する際に支障を
生じている面がある。また、独立行政法人ではなく、国の機関に一部を移管して
いる制度がある。

<具体的方策>

① 国民の税金を原資とする研究資金が、公正かつ透明に配分・使用され、その成果が最大になるようなシステムを、関係府省・関係機関の連携の下、早急に確立する。

➤ 競争的資金の評価・配分機能を、本省各課から、各々の制度全体を統括する独立配分機関（原則として独立行政法人）に移行し、専任のPD・POを、権限と責任を明確化しつつ十分に配置して、その体制を強化・確立していく必要がある。このため、現在、本省が担っている競争的資金制度についても、できるだけ早期に、原則として、独立した配分機関に執行を移すべきである（研究機関と配分機関を包含する機関に移管する場合は、利益相反の厳格なマネージメントが不可欠である。）。

なお、その前提として、運営費交付金を効率化する中で競争的資金に配慮するなど、配分機関である独立行政法人がその機能を発揮しやすい環境を整備する必要がある。

➤ 前述の独立行政法人にとっての環境の整備として、積立金の中期目標期間を越えた繰越しについて、現行ルールに基づき運用する中で、予見可能性の向上を図るとともに、競争的資金の配分機能を原則として配分機関である独立行政法人に移行させることにより研究費の複数年契約の拡大に取り組む。

また、本省の制度については、科学研究費補助金の取組を参考にし、繰越明許費制度の要件の明確化、制度の周知や適用事例集の配布、申請手続の適切・迅速化、類型化を含む繰越事務手続きの簡素化等によって、年度を越えた研究資金の使用の円滑化を推進する。

なお、米国の制度にあるような、特段の手続きなしに一定範囲以内であれば年度をまたいで使用できる仕組みや、研究期間の始期を資金交付時点からとするとしたことについても、単年度会計主義との関係を整理しつつ、中長期的課題として検討することが望まれる。